公益社団法人建設荷役車両安全技術協会長野県支部

〒380-0872
長野市妻科426-1
長野県建築士会館4F
TEL 026-232-2880
FAX 026-232-6606
http://www.sacl-nagano.jp

建荷協長野県支部通信

第2巻　第4号　　発行日　平成26年12月3日

11月22日、長野県北部地震で被災した白馬村

目次：

冬季労働災害防止、年末年始を無災害で	1
平成27年用特自検検査済み標章等の発行	2
「危険の見える化」セミナー開催される	3
本年度研修計画を全て終了	4
事務局だより	5

1　冬季労働災害防止、年末年始を無災害で

今年の建設荷役車両特定自主検査強調月間もほぼ終了し、各地域協議会では検査業及び事業内検査事業場に対して巡回指導を行い、相互にコミュニケーションを深められたことと思います。

今年も余すところ1か月足らず、各企業においては、各種機械の点検やメンテナンスの作業が多くなる時期であり、また、生活のリズムも変わりやすく、不注意による災害が起こりやすくなる時期です。

いつもやっている点検動作を省略したり、手順を短絡させたりすることが起こりがちになります。

ヒヤッとしたりハッとすることがあったときは、少し立ち止まって一呼吸し、見直しましょう。

無理せず、基本を怠らず、愚直に安全優位の姿勢を貫くことが結局最も効率の上がる方法になると思います。

冬季は凍結や降雪といった危険有害要因が出来します。点検車両から滑って転落する、転倒する危険があります。このような時期に起こる転落、転倒は大きなケガになりがちです。

また、寒気を防ぐために換気の不十分な室内で内燃機関を稼働させたり、暖をとったりして一酸化炭素中毒になる人が毎年何人かおります。

さらに、インフルエンザやノロウィルスへの感染予防にも注意が必要です。

冬季特有の危険有害要因をそれぞれの現場で洗い出して、それぞれに対策を講ずることにより、年末年始に引き続く冬季を無災害で乗り切りましょう。

2　平成27年用特自検検査済標章等の発行

平成27年の特定自主検査検査済標章、定期自主検査検査済標章、検査記録表等各種物品の頒布を行っております。平成27年の検査済標章の色は**青色**となっております。

12月19日までにお申し込みをいただければ、本年中に発送いたしますが、それ以降にお申込みの場合には本年中の発送は必ずしもお約束できません。

平成26年用の検査済標章は優先的に発送いたしますので、その旨申込書に記載してください。

申込書等の様式は既に送付してありますが、当支部のホームページをご参照いただけばダウンロードできます。申込みはFAX又は郵送でお願いします。

平成27年1月1日以降は、平成26年の検査済み標章は使用できません。残った検査済標章は標章番号を含む部分を残して切断し、台紙に貼り付けて保管する等適切な処分をお願いします。（ホームページをご参照ください。）

ハイライト：

- 年末年始無災害運動、冬季における特有のリスクに注意し、適切な対策を講じて災害の未然防止に努めましょう。
- 平成27年用特定自主検査検査済標章、検査記録表等の頒布を行っております。年内発送は12月19日までの申込みです。
- 頒布申込書は当支部ホームページ（http://www.sacl-nagano.jp）から入手できます。

労働安全衛生関係法令に基づく登録申請を行う場合は、「登録免許税」及び「手数料」が必要となります。

特自検を実施する検査業を登録する場合には所定の登録免許税が必要となります。

このことに関するお知らせが長野労働局から出ておりますので、**別添**をご参照ください。

詳しいことは長野労働局に直接お問い合わせください。

フォークリフト運転特別教育の模様

Q&Aコーナー

Q：フォークリフト使用者であるが、近隣の住民から「バックブザー（警音）がうるさい。警音の音量を下げる、若しくはなくしてほしい」とクレームがあった。警音をなくすことはできるか？音量を下げるとしてもどれくらいまで可か？

A：フォークリフト定期自主検査指針の警音器に関する判定基準には「正常に作動し、適正に取り付けられていること」との記述があります。

省令規則にはバックブザーのような警音器に関する義務規定はないのですが、機械の走行に際してその危険を伝え、機械と人間との接触を防ぐ目的で設置されているもので、作業の安全確保の観点から設置が望ましいものです。

人間が危険と感知するか否かは、環境条件によって決まる相対的なもので、その環境に応じて人間が感知できる音量・質にする必要があります。また、必要に応じパイロットランプも併用して視覚からも警告します。

フォークリフトと人間の接触事故は大きな災害となります。

3　「危険の見える化」セミナー開催される

11月28日、「危険の見える化」セミナーを実施いたしました。16名の参加申し込みをいただきましたが、諸事情により13名での実施となりました。

オリエンテーションでセミナーの概要を説明した後、5SとKYの復習及び演習を行い、危険の見える化（リスクアセスメント）の講義と演習を行いました。

演習は2班に分かれて行い、仮想例題による演習を行いました。

いずれの項目も概ね「わかり易かった」「大変勉強になった」「会社で実践していきたい」等のご意見をいただいた一方、「11月の実施は避けてほしい」「実際の事故事例の例題」「実機もしくはその写真を用いた例題」等のご意見もいただきました。

ご意見等を参考にさらに練り上げて行きたいと思います。

また、本セミナーでは修了証を交付いたしました。

4　本年度研修計画をすべて終了

フォークリフト能力向上教育が10月8日に、ポリテクセンター松本で行われました。研修者数は55名でした。規定では50人が定員ですが、申し込み締め切り前に定員をオーバーし、来年度の受講をお願いして、ご迷惑をおかけしております。

フォークリフト運転特別教育（1t未満）が10月15～16日に長野地域職業訓練センターで行われました。研修者数は14名でした。

高所作業車能力向上教育が10月27日に、長野地域職業訓練センターで行われました。研修者数は35名でした。

検査業検査者実務研修が長野労働局と連携して、10月22日長野地域職業訓練センターで、11月5日松本ポリテクセンターで行われました。研修者数はそれぞれ37名、49名でした。

フォークリフト事業内検査者資格取得研修が11月10～12日に長野地域職業訓練センターで行われました。研修者数は15名でした。

危険の見える化セミナーが11月28日に長野地域職業訓練センターで上記3のとおり行われました。

5　事務局だより

今年は自然災害が次々と起こり、建荷協の検査車両が数多く活躍しました。

2月には甲信地方で例のない大雪となり、交通網の寸断等大きな被害があり、除雪車等建機がフル稼働しました。

7月には南木曽の豪雨で土石流の発生があり、その復旧工事には、油圧ショベル、解体用つかみ機、移動式クレーン等が活躍しました。

8月には広島の集中豪雨で土石流が発生し、その救出・復旧に油圧ショベル、解体用つかみ機が活躍いたしました。

9月には御嶽山が噴火し戦後最悪の犠牲者を出しましたが、土石流等二次災害の防止に油圧ショベルが活躍しました。

11月には白馬村神城断層を震源とする地震が発生し住居倒壊等の被害が出たところですが、その復旧工事に解体用つかみ機、ショベル等が活躍しているところです。

ことほど左様に、建設重機の存在感が示された年でした。これらは災害復旧・復興という使命を担う機械ですから、確実なメンテナンスと点検により安全に稼働させ、安全に使用する必要があります。

来年もよろしくお願いします。

別添

労働安全衛生関係法令に基づく登録等申請を行う場合は「登録免許税」及び「手数料」の納付が必要となります。

長野労働局 健康安全課

1　登録免許税について

新規に登録を受ける者（「納税義務者」と言います。）は、登録免許税を納めなければなりません。（登録免許税法（昭和 42 年法律第 35 号。以下「法」といいます。第 3 条）。

ただし、国及び法別表第 2 に掲げる者については、登録免許税が課されません（登録免許税法第 4 条第 1 項）。

2　納税額について

別添の一覧表のとおり「登録機関等の種類」で定められています。

3　納税方法について

⑴　新規に登録を受ける者は、登録につき課される登録免許税の額に相当する登録免許税を国に納付し、当該納付に係る領収証書を登録申請書にはり付けて提出しなければなりません（法第 21 条）。

領収証書のはり付けは申請書の裏面へお願いします。

⑵　納税方法は、現金納付が原則で、登録申請者が国税の収納機関である日本銀行又は国税の収納を行う代理店に登録免許税の相当額を現金で納付しなければなりません（国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）第 34 条）。

4　登録免許税の納付地について

納税地は、登録事務を行う労働局の所在地を管轄する税務署となります（登録免許税法第 8 条第 1 項）。

長野労働局長に新規登録申請を行う場合は「長野税務署」となります。

【税目番号「２２１」・税務署名「ナガノ」・税務署番号「０００３４２１６」】

を間違えないようお願いします。

5　登録更新時における更新手数料について

⑴　登録教習機関（技能講習・実技講習）及び登録講習機関が、登録の更新申請する場合は、登録免許税の納付は不要ですが、手数料の納付が必要となります。

⑵　更新時の手数料の納付は国及び法別表第 2 に掲げる者も必要となります。

⑶　更新時手数料は、収入印紙で手数料の相当額を申請書にちょう付することで納付することとなっています。

なお、収入印紙は消印しないでください。

6　事前相談について

新規登録又は登録更新時における事前相談を希望される方は下記へご連絡ください。

長野労働局 健康安全課　電話：026－223－0554

別添

労働安全衛生関係法令に基づく登録等機関の登録等申請に係る登録免許税額及び手数料額一覧

○ 労働安全衛生法関係（労働局長の登録等を受けるもの）

登録機関等の種類	登録の根拠条文 （いずれも「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令」による）	新規登録 （登録免許税）	更　新 （手数料）	有効期間
登録衛生工学衛生管理者講習機関	新規　第1条の2 更新　第1条の2の2の3	納付不要	納付不要	5年
登録安全衛生推進者等養成講習機関	新規　第1条の2の2の16 更新　第1条の2の4	納付不要	納付不要	5年
検査業者（特定自主検査）	第19条の14	90,000円	更新規定なし	ー
登録発破実技講習機関	新規　第19条の24の17 更新　第19条の24の20	納付不要	納付不要	5年
登録ボイラー実技講習機関	新規　第19条の24の32 更新　第19条の24の35	納付不要	納付不要	5年
登録教習機関（技能講習・実技教習）	新規　第21条 更新　第22条	90,000円	16,700円	5年
指定労働災害防止業務従事者講習機関	第68条	納付不要	更新規定なし	ー
指定就業制限業務従事者講習機関	第82条	納付不要	更新規定なし	ー

※登録免許税法第4条第1項の規定により、国及び登録免許税法別表第2に掲げる者は新規登録時の登録免許税は不要。
　ただし、更新時の手数料は国及び登録免許税法別表第2に掲げる者も必要。
※登録免許税法第8条第1項の規定により、登録免許税の納税地は、登録事務を行う労働局の所在地を管轄する税務署となる。

○ 作業環境測定法法関係（労働局長の登録を受けるもの）

登録機関等の種類	登録の根拠条文 （いずれも「作業環境測定法」による）	新規登録 （登録免許税）	更　新 （手数料）	有効期間
登録講習機関	新規　第32条 更新　第32条	90,000円	20,900円	5年
作業環境測定機関	新規　第33条	90,000円 （申請者が下記括弧書き以外の者の場合） 30,000円 （申請者が平成18年3月31日までに登録を受けた作業環境測定士の場合） 納付不要 （申請者が平成18年4月1日以後に登録を受けた作業環境測定士の場合）	更新規定なし	ー

※登録免許税法第4条第1項の規定により、国及び登録免許税法別表第2に掲げる者は新規登録時の登録免許税は不要。
　ただし、更新時の手数料は国及び登録免許税法別表第2に掲げる者も必要。
※登録免許税法第8条第1項の規定により、登録免許税の納税地は、登録事務を行う労働局の所在地を管轄する税務署となる。